

流山市例規データベース更新業務委託及びシステム等賃貸借 仕様書

1 趣旨

この仕様書は、例規管理に係る事務の効率化及び法制執務体制の充実に図るため、迅速かつ正確な例規の制定、改正等を可能とする例規データベースシステムの構築等に必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 例規検索・閲覧システム（流山市例規集に搭載されている条例、規則、訓令、告示等の検索・閲覧ができるシステムをいう。以下同じ。）の構築（データ更新等を含む。）
- (2) 例規起案・審査・管理システムの賃借
- (3) 法令検索・閲覧システムの賃借
- (4) 判例検索・閲覧システムの賃借
- (5) 法令改廃情報提供システムの賃借
- (6) 法制執務支援サービスの提供

3 契約期間及び履行期間

契約締結日の翌日から令和8年7月31日までを契約期間とする。

なお、令和3年7月31日までは準備期間とし、履行期間は同年8月1日から令和8年3月31日までとする。

4 システムの提供形態、性能、クライアント環境等

- (1) L G W A N - A S P 方式により、庁内でのサーバ管理が不要なシステムとすること。
- (2) 本市の L G W A N に接続している全ての P C （次に掲げる動作環境を満たすこと。）で使用可能なシステムとすること（各ソフトウェアのバージョンアップに対応すること。）。
 - ア O S M i c r o s o f t - W i n d o w s 8 . 1 P r o f e s s i o n a l 以上
 - イ W e b ブラウザ I n t e r n e t E x p l o r e r 1 1 . 0 以上
 - ウ ビジネスソフト O f f i c e 2 0 1 0 、 2 0 1 3 以上

5 例規検索・閲覧システムのデータベース初期構築

(1) データベースは、令和3年第1回定例会後の更新内容を反映した流山市例規集の現行例規及び平成23年4月1日以降の廃止例規、過去例規、過去原議を対象として構築する。なお、構築するデータは、Microsoft-Wordで編集可能な形式でダウンロード、印刷できるものとする。

ア 現行例規

令和2年第4回定例会後の更新内容を反映した現行例規に対し、令和3年第1回定例会後の更新内容を反映したデータを構築する。

イ 廃止例規

平成23年4月1日から令和3年8月1日までに廃止された例規の閲覧が可能なデータを構築する。同日以降に廃止された例規にあっては、例規間リンク及び引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む。）、種別検索が可能なデータを構築する。

ウ 過去例規

平成23年4月1日から令和3年8月1日までの過去例規。なお、過去例規のデータ構築に当たっては、流山市が提供するHTMLデータに基づき、議会ごとの内容現在のデータを閲覧できるようにすること。

エ 過去原議

平成23年4月1日以降の過去原議

(2) データベース初期構築に当たっては、市が提供する例規集CD-ROM（例規データはHTMLで構築しており、廃止例規、引用法令、原議の各データは含まない。）のほか、必要な資料は受託者が自ら調達すること。市は受託者のシステムに合わせた形式でのデータ提供は行わない。

6 各システムの詳細な仕様

(1) 例規検索・閲覧システム

機能	概要
----	----

例規検索機能	用語、題名、体系、五十音、制定・沿革、年月日、種別・例規番号、所管部署から検索できる機能
施行時点検索機能	指定した年月日時点で施行されている例規（未施行のものを含む。）を閲覧できる機能
原議検索機能	用語、題名、年月日、種別から原議を検索できる機能（平成23年4月からシステムに蓄積した過去原議も検索対象とすること。）
本文表示機能	例規本文、原議本文を表示できる機能。例規本文の全文検索実行後は、複数の用語でヒットした箇所を色付けで表示すること。
引用表示機能	例規の引用関係を条項単位で一覧表示できる機能
リンク機能	例規・法令の引用箇所について、本文中から該当箇所を表示できる機能
原議リンク機能	例規沿革情報から該当原議にリンクが設定され、原議本文表示できる機能
本文出力機能	例規全文又は選択した条、項、号等をMicrosoft-Wordで編集可能な形式でダウンロード、印刷できる機能
様式出力機能	選択した様式をMicrosoft-Wordで編集可能な形式でダウンロード、印刷できる機能
検索結果出力機能	検索条件に合致した例規の一覧をCSV形式でダウンロード、印刷できる機能
新旧対照表出力機能	例規本文を新旧対照表形式にてMicrosoft-Wordで編集可能な形式でダウンロードできる機能
出力フォーマット設定機能	例規条文・新旧対照表の出力設定（数字・括弧の全角／半角設定が可能であることは必須）ができる機能
過去例規検索・閲覧機能	施行年月日を指定して、用語、題名、体系、種別、番号から詳細に検索・閲覧、ダウンロードができる機能。条文中で自例規の他の条項や、他例規の

	条項、法令の条項を引用している場合は、引用箇所から当該条文にリンクすることができること。
履歴管理機能	例規の施行日ごとの履歴を管理（改廃状況表示、公布後未施行条文表示）が可能であること。

(2) 例規起案・審査・管理システム

機能	概要
条文編集機能	クライアントに特別なソフトウェア等を必要としないでWebブラウザ上で条文を編集できる機能。条文編集の際は、税条例のようにページ数の多い例規であっても、ページを切り替えることなく1画面で例規全文が表示されること。
改正箇所確認機能	本文見え消し形式で編集箇所を確認できる機能
改正文生成機能	条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能
新旧対照表生成機能	条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能
原議生成機能	原議を自動生成する機能。複数施行日の改正、附則での改正、等の改正、多段改正形式の原議生成に対応していること。
条文点検機能	条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能
原議点検機能	原議構造、日本語表記、形式事項について点検できる機能
とけ込ませ点検機能	システムで作成した原議をとけ込ませることができる機能
データ取込み機能	システム外で作成した新規制定及び一部改正の例規データをシステムに取込み、システム上で編集、法制執務の観点から点検できる機能。一部改正については、見え消し形式及び新旧対照表形式で確認できること。
とけ込ませ後	とけ込ませ後の条文をシミュレーション表示し、

条文表示機能	見え消し形式でも確認できる機能。また、新旧対照表も自動生成できる機能
電子出稿機能	システム上で原議（例規データ更新用原稿）の送信が行える機能
点検項目 設定機能	任意の点検用語を設定・管理できる機能

(3) 法令検索・閲覧システム

ア 現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。

イ 官報掲載法令を検索・閲覧できること。

ウ 法令本文は施行日単位での参照を可能とし、1つ前の施行日時点からの改正箇所を改正文言単位の新旧対照表形式で表示できること。

エ 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。

オ 法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できること。

カ 更新は週に1回以上実施すること。

キ 用語、体系、五十音、制定・沿革等による検索が可能であること。

ク 法令等全文又は選択した条、項、号等をMicrosoft Wordで編集可能な形式でダウンロード及び印刷が可能であること。

ケ 判例検索・閲覧システムとリンクされていること。

(4) 判例検索・閲覧システム

ア 用語、年月日、事件番号、裁判官等による検索が可能であること。

イ 法令検索・閲覧システムとリンクされていること。

ウ 随時更新されていること。

(5) 法令改廃情報提供システム

ア 法令改廃情報を原則として官報発行後速やかに提供できること。

イ 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。

ウ 制定・改廃のあった法令本文の表示に加え、新旧対照表を参照できること。

エ 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できる

こと。

オ 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。

カ 制定・改正された法令の概要や、それに伴う例規整備の情報を閲覧できること。

（６）法制執務支援サービス

ア 法制執務相談

例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。

イ 先行事例提供

新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

7 システム操作のサポート

（１）操作マニュアルの提供

本システムの操作マニュアルを提供すること（システム運用開始時にあっては、システム運用開始までに提供すること。）。

（２）システム操作研修・説明

ア システム導入後、職員に対し年１回以上の操作説明研修会を実施すること。操作研修会は、流山市の要請に応じ、回数を制限することなく実施できること。

イ 操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX等）を設置すること。

8 データ更新

（１）流山市議会定例会終了後及び流山市の要請に応じ、年４回以上のデータ更新を行うこと。例規の更新をシステムに反映させる際は、例規の重要性に鑑み、品質管理に最大限留意すること。

（２）データ更新時に流山市が提供する原議についてもシステムに登載すること。

（３）例規システムデータベースの更新に伴い作成されたデータ（以下「更新データ」という。）の作成及び更新は、本市が原議を提供してから原則３０日以内に行うこと。

（４）更新を行うための原議資料は、データ（Word、Excel）

で本市が提供する。

- (5) 年間の更新件数は、約200件程度（制定例規、被改正例規、廃止例規の合計）
- (6) 更新データは、流山市に帰属するものとする。
- (7) 更新データは、受託者が契約期間満了まで保管するものとする。
- (8) 契約期間が満了したとき又は流山市から要請があったときは、更新データを流山市に引き渡すものとする。
- (9) データ更新の都度、目次及び五十音検索が可能な更新を反映した例規データベースの全ての例規を収録したHTML版CD-ROMを年4回作成すること。

9 ホームページ公開用例規集

体系、五十音、所管情報から例規を検索し、閲覧できる本市のホームページで公開する例規検索・閲覧システムを提供すること（ASP・IDC方式により、庁内でのサーバ管理が不要なシステムとし、少なくとも用語、体系及び五十音の検索が可能なこと。）。

10 システムの保守

- (1) システム導入後においては、機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をするなど常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持すること。
- (2) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。
- (3) 業務全般に対する問い合わせ等に対するサポート体制を整えること。
- (4) システムの基本的な機能のバージョンアップについては、原則として無償で提供すること。
- (5) ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。
- (6) 災害などで当庁からのL G W A N接続が不能になった場合は、パソコンで例規集データの検索・閲覧ができるCD-ROMを作成すること。

1 1 納入時期

上記5 例規検索・閲覧システムのデータベース初期構築に示した全てのデータ、上記6 各システムの詳細な仕様に示した全ての機能を満たすデータベースを令和3年6月30日までに納入し、市による検証作業を行った上で同年8月1日からシステムが稼働すること。

1 2 支払方法

会計年度ごとに支払うものとする。

1 3 追加提案機能

仕様書に記載されていない機能で、業務の効率化又はシステムの使いやすさにつながる機能の追加提案については、評価の対象とする。